

て、そうして最高限度四ヶ月間手當を支給しよう。こういう方針で参りたいと存じます。それから職業補導のことについては、職業安定局長から御説明いたします。

○政府委員(上山顯君) 補導所を出した者が、十分技術がなくて又失業するといふお尋ねでございますが、只今補導所の補導期間は六ヶ月でございますが、ものによりましては、それだけの補導では足りませんに、中途半端といふような感じのものでござります。それで私たちがいたしましては、補導施設の全體につきまして、今いろいろ改善を考へておりまして、ものによりましては、補導期間を更に一年にも延長したいといふことを考へております。尙只今の現況といたしましては、御質問として御指摘になりましたように、なか／＼生活困難のために、六ヶ月の補導期間でさえも長過ぎるというところから、四ヶ月くらいで少し手に職を覚えただけで、直ぐ又就職するといふような者もありますことは事實でございますが、補導期間中の手當につきましては、いろいろ考へておるのでございますが、只今は實は一日三圓でございますが、交通費にも足りないといふような状況であります。それで今同近く御審議頂きます追加豫算では、これを十圓程度に上げたい豫定でございますが、これとても決して十分とは思えないわけでございます。それで失業保険なり、失業手當ができれば、そういう手當を受けておる人はい、手當を受けております期間補導所へ参りますれば、非常に都合になるのであります。その他につきましては、十圓程度でも勿論十分ではないと思つておるのでございますが、財政等の關係もございまして、只今はその程度で實は我慢しなければならぬような實情であります。

○委員(原虎一君) 外に何も御質問がないようでありますから、局長の説明を求めるといふことは、局長の御説明を求めたいと思つておるものでございまして、主な條項の趣旨を御説明したいと思つておる。大體の趣旨なり構想につきましては、米窪國務大臣から提案理由として御説明申上げた次第でございますが、尙若干補足したいと思つておる。第一條は法律の目的が規定してございまして、特にここで私たちが強調したいのは、特に出でたが、今までの職業行政が、殊に戦時中におきましては強制的な勞務の配置といふような色が非常に強つてございまして、終戦後はそういう色彩の拂拭には努力して参つたと思つておるが、今同この法律には、その點を特に強調したいと思つておる。各人の自由な職業選擇といふことを趣旨としたしまして、そうして各人にその有する能力に適當な職業に就く機會を與えるといふことを非常に強調したしておる。一面、工業その他産業に必要な勞動力を充足したいとして、經濟の向上に資しようといふことを申しておるわけでありまして、第二條は職業選擇の自由のことでございますが、これは憲法第二十二條の趣旨をもう一度繰返したような次第であります。第三條は、均等待遇の規定でございますが、労働基準法にも同じような趣旨の規定があるわけでございます。第三條の本文で規定いたしておりますのは、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、それは職業紹介なり、職業補導等

は、十圓程度でも勿論十分ではないと

三條の本文で規定いたしておりますの

の二つの要求を調和して参りたいと

いますとか、職業指導というふうな仕

めますことを制限する趣旨ではないの

でございます。成るだけ専門的な仕事に従事させたい。こういう趣旨でございます。それから第十條には連絡委員というものが設けてございまして、市町村との間に立ちまして、安定所の業務を補助することにいたしてございまして、こういうものの人の任命なり運営なりにつきましては、十分行政民主化の線に沿いたいものでございまして、殊に労働組合方面の十二分の御協力を願いたいものでございまして、第十二條に職業安定委員会の規定がございまして、これは中央にありますもの、それから今申しましたような労働市場、ここにはそれを特別地区職業安定委員会と稱してございまして、そういう労働市場を管轄区域といたしますもの、更に府縣内の一部の地域を管轄区域といたしますものとの區別があるものでございまして、すべてを通じて、職業行政について関係者の意向を十二分反映する行政を運営して参りたいという趣旨に基いておるようなわけであります。

それから少し飛びまして、第十六條以下に職業紹介のことが書いてございまして、職業安定法の實際の運営の中心を成しますものはこの職業紹介の仕事でございます。まして、將來更に大いに刷新をいたしたいものでございまして、十六條、十七條等については特に御説明する必要はないかと思ひますが、ただこの十七條の第三項に「特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要がある」と認めるときは、試験及び技能の検査を行うことができる。といふ検査と技能検査というふうなことで、適性検査といふような言葉も使つておられますが、そういうものもやりたいことを書いてございまして、實は只今のところで

は専門家が非常に少い點、又これの準備が非常に少い點等から申しまして、十二分に行つていないのであります。が、將來この方面にも力を注ぎたいものでございまして、それから十九條の第二項が若干の御説明が要るかと思ひますが、これは「公共職業安定所は、求職者に對し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。」といふことが規定してございまして、これは後に出ますところの第三十九條の募集地域の原則といたしまして、労働者の募集を行おうとする者は、通常通勤することができるところから、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集するに困難な場合は、その地域に近接する地域から、労働者を募集するよう努めなければならない。という規定、これと相

關した規定でございまして、この點につきましては、前にこの委員會でもいろいろ御意見が出た點でございまして、私たち職業行政の理想といたしましては、外の條件が許しますならば、成るだけ通勤できるような、つまり職場に通えるような建前が望ましいと考えております。従いまして將來の工場立地というふうな場合には、こういう點も十二分に頭の中に入れて、工場立地を考へて貰いたいという希望を持つております。殊に私たち現在のような大都市には相當失業者がおられます。而も都市の食糧事情が悪いというやうな場合に、わざ／＼都市の失業者をおきまして、遠い農村等から労働者を募集するといふやうなことは望ましくないことだと思つておまして、できるだけ通勤地域からの募集なり、又そ

こへの就職解決に努めたいと思つております。ただ現状におきましては工場立地がこういう點が考えられずに、今まで立地されておられますし、尙將來におきましては外の工場立地の諸條件から考えまして、必ずしも通勤地主義といふものが採用できないことは私たちが承知いたしておりますので、この運用に當りましては、産業の實情にも合ひ、労働の需給の状況にも合ひますように運営、たしたいと思つております。一つの原則といたし、方針といたしては、こういう方針を採りたいものでございまして、第二十條は、爭議行為に對する不介入の規定でございまして、公共職業安定所は、爭議におきまして中立の立場を維持します。が、現に爭議行為が発生しております業務の部門は勿論であります。が、現に発生しては、發生の虞れあることが明らか業務の部門につきましては、求職者を紹介してはならないといふことになつております。ただ第二

項にもございまして、紹介しようとする業務の部門が、爭議が発生しておる、又は發生する虞れのある部門以外の場合におきましては、場合によつてはその部門に求職者を斡旋しても差支えないという規定でございまして、但し實際問題といたしましては、第一項にございまして、爭議行為の發生する虞れがあるやうな場合には求職者を紹介してはならないといふことになつておるわけでありまして、第二項のやうな場合につきましては、安定所のような場合につきましては、安定所としましては十分慎重な態度を採りまして、勞務事務所等とも連絡をとりまして、爭議行為に對する不介入の原則に反しないやうな場合に限つて、その

部門に求職者を斡旋するというやうにいたしましたものでございまして。尙もう一つ、誤解のないために申しておきますが、これはその紹介する部門が、現に爭議行為が発生しておる部門と全然別な部門であることが必要なのでございまして、必ずしもその工場全般工が、全従業員が爭議しておる場合に限らないのであります。一部の従業員が爭議しておる場合におきまして、とにかくその部門としては一部でも爭議しておりますれば、それは第一項に入るものでございまして、そういう所へは求職者を紹介してはならない。かような趣旨でございまして、それから第二十二條以下に職業指導、第二十六條以下に職業指導の規定がございまして、この邊につきましては特に御説明は必要ないかと思ひます。

それから第三章は、政府以外の者の行ふ職業紹介、労働者募集及び労働者供給事業でございまして、第三十二條に、有料職業紹介事業といたし、規定してございまして、第三十三條に、無料職業紹介事業といたし、規定してございまして、それで只今の職業紹介法におきましては、職業紹介法が制定になりました當時に現に有料職業紹介事業なり無料職業紹介事業を営んでおりました者は、経過規定として、その仕事を續けて参ることができましたが、新たな許可は認めない。即ち職業紹介事業といたしましては、全部國でやつて参るといふ建前で、只今の職業紹介法はできておるのでございまして、ところが新しい安定法におきましては、最初の大臣の提案理由説明にもございまして、に、弊害がないものにつきましては、できるだけ自由を認めて参

りたい。こういう趣旨からいたしまして、厳格なる條件、監督の下におきまして、有料職業紹介、無料の職業紹介事業を認めて参りたい趣旨でございまして、第三十二條に有料職業紹介事業を認めておられますのは、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業斡旋を目的とする職業紹介事業でございまして、こういうものにつきましては、一般の職業安定所でもやりますことは必ずしも効果的でないという考えからいたしまして、こういうものに限つて労働大臣の許可を得て行い得ることにいたしておるのであります。尙この點についてであります。尙この點について、でも、條約でも、最初の國際總會の場合には、有料職業紹介原則として禁止いたしました。ただ無料のみを認めておつたのでございまして、この但書の適用も認めるといふことに、その後の國際労働總會の決定といたしまして認められておるやうな次第でございまして、但しこれについては豫め中央職業安定委員會に諮問いたしますとか、許可の有効期間は一年とするとか、いふやうな厳格なる條件がついておる。第三十三條は無料でございます。これにつきましては中央職業安定委員會に諮問し、有効期間は二年といふやうな厳格な條件の下に許可することに相成つております。それから第三十五條の文書による募集でございまして、これは現在許可主義でございまして、これも大した弊害のないものは自由を認めようという趣旨からいたしまして、通勤できる區域のものは全然自由、通勤することのできない強い地

域からの募集の場合は公共職業安定所長に通報すること、認めること、にいたしてあります。それから第三十六條のみならず又は被用者を使用し、て労働者を募集せざる場合につきまは、現在においても許可主義でございしますが、新しい安定法では、原則としてはやはり許可主義を採用しておりますが、通動できる區域からの自由を認めるということにいたしてあります。委託募集は、現在も許可主義でございまして、これは本法においてもやはり踏襲いたしております。

第三十九條の募集地域の原則については、先刻申し上げました。その他の規定は大體現在の職業紹介法に基きましての命令に規定してあります。そのものを、法律の中に織り込んだ規定のものであります。第四十四條に労働者供給事業の禁止を規定しております。これは現在の紹介法では労働者供給事業を認めておるのでございますが、これは労働民主化という點からいたしまして、いさ／＼望ましくない點がありますので、既に昭和二十年の十月から、進駐軍関係の業務につきましては労働者供給事業というものを認めず、に、國の、只今で申せば労働安定所がこれを直接やつておるような次第でございす。それで今回法律の制定をいたすに當りまして、原則といたしましては、全面的にこれを禁止したいという考えでございす。ただ第四十五條にございすように、労働組合がやりまふ場合には弊害がないと思ひますので、労働大臣の許可を受けさせましてこれを認めることにいたしてあります。それで労働者供給事業を行なつておりますものの現在の数でございす

が、本年四月末現在の調査におきまして、業者数が約二千七百、所屬労働者数といたしましては約七萬三千八百のわけでございす。それで、これが全面的に禁止になりますと、いさ／＼影響があるわけでございす。私たちがいたしましては、本法が公布になりましてから三ヶ月間の間は、過渡的の措置といたしまして労働者供給事業を繼續して行くことを認めてありますので、その期間の間に善後措置を講じたつもりでありますが、大體考えておりますことといたしましては、三つ乃至四つのことを考えてあります。第一番は、現在この労働者供給事業を受けておりますのは、工場の難役工などが相當多いのであります。そういうものは成るだけ工場の常備にして貰いたい。それが第一でございます。それから第二は、今御説明いたしました労働組合によらるる方法でございまして、殊に派出婦が現在労働者供給事業に該當しておるのでありますが、派出婦等につきましては、これは組合によりまして今までと似た仕事を續けて参るようになつたといふと考えてあります。それから第三は、一般なり日傭いの、職業安定所の活動によりまして、安定所自身が労働者を斡旋いたすというようにいたしたいと思つてあります。第四といたしましては、現在労働者供給業者といたしましては、いさ／＼の請負作業を兼業いたしておるようなものが多いのではあります。この労働者供給事業がなくなりましてからは、その兼業の方面の常備に替へるといふ恰好によりまして、その仕事を續けて参るということにいたしたいと考えてあります。

それから第四章雜則につきましては、多く御説明は要らないと存じますが、若干問題がございすものに、第五十六條以下の都道府縣知事に對する監督がございす。これは都道府縣知事のやりました處分が、この法律なり又この法律の規定に基いて發する命令、又はこれに基いてなす處分に違反した場合は、労働大臣は都道府縣知事に對して是正命令を出すことができる。更にどうしても是正をいたさないという場合には、高等裁判所に對しまして、知事に對する是正命令を出して貰いたいという請求ができる。更に知事がどうして是正をいたさない場合には、労働大臣が代執行ができて、いさ／＼な種類の規定があるわけでございます。現在知事に對しましての一般的中央官廳の監督規定といつたしましては、行政官廳法の第七條の中にございまして、知事のやりましたことが違法でありました場合には、その措置を停止し又は取消することができるといふ規定があるわけでございす。違法のみならず、更に不當な場合、それから單なる取消でありませずに積極的な是正の行爲をやるということになります。これは行政官廳法には規定がないのでございまして、こういうことを労働大臣が知事にやることでございす。上に五十六條以下の規定ができておるわけでございす。それで御質問があるかと思ひます。一つは、裁判所がこういうことをやるのはおかしいじやないかという御疑念が一つあるのじやないかと思ひますが、これは御承知のように、從來は行政裁判所でないか、只今の裁判所は司法裁判の外に

行政裁判をやることになつておりますので、殊に五十七條等の規定に基きまして裁判所がやりまふことは、これはいわば行政裁判所の機能を裁判所がやるのでございまして、現に裁判所法にも、他の法律で定めた権限を持ち得ることを決めておるのでございまして、そういう趣旨でございすことを御了承願ひたいのでございす。それからもう一つは、知事に對して自治權尊重の點からどうこうというよりな御疑念もあるのじやないかと思ひますが、とにかく都道府縣知事として自治は、一方地方自治體の長でありますと共に、國の行政機關でありますところの面を持つておるわけでございまして、その違法、不當な行爲に對しましては、何らかの形で是正しなければならぬわけでございまして、むしろ地方自治を認めましたために、こういう若干難雜なと申しますか、そういう手續を以て是正するということにいたした次第でございす。以上、大體問題がございすような點について御説明申上げた次第であります。

○委員長(原虎一君) お諮りいたします。續いて質問に入りますか。それとも今日はこの程度で打ち切りをいたししようか。

○堀井伊介君 會期の都合はどうなりましようね。

○委員長(原虎一君) 今衆議院の方はどうなつておりますか。

○國務大臣(米澤滿亮君) 衆議院は、あと一回か二回で質疑を終つて、委員會で討論することになるでしよう。

○堀井伊介君 本月中には衆議院は本會議に廻りますか。

○國務大臣(米澤滿亮君) 多分そうなるだらうと思ひます。

○堀井伊介君 今一時、會は休もうか延期しようかというお話があります。衆議院の決定を待つてやるとすれば、今少し勉強しておいたらどうでありますか。

○國務大臣(米澤滿亮君) 會期の再延長ということは國會が決めになるのですが、政府のそれに對する希望は、大體明日の閣議で決まると思ひます。

○深川タマエ君 これと直接關係があるかどうか存じませんが、只今傾斜生産が行われておまして、傾斜生産の企業整備が著々行われております。承るるところによりますと、最近川崎の電氣工場とそれから足尾の銅山で三分の一ばかりの首切りが出たそうであります。集團で首を切られて、集團的に基礎産業の配置轉換をなさるのです。又失業者として街に出して、見舞金くらの失業手当金を出して失業救済をなさつて行くのであります。そのあたりの消息が分りになつていらつしやいまいしょうか。

○委員長(原虎一君) ちよつと深川さんに申し上げますが、本案の審議の方法について今御相談をいたしておられますが、その質問は次會にお譲り願つて、審議の方法をお決め願ひます。

○天田勝正君 會期の問題も出ましたが、毎日二つ乃至三つの委員會に掛け持ちでやつておられる方が多いので、實はこの委員會だけの勉強というので、我々委員は濟むものでないのではありません。従つて相當勉強する期間がなければならぬというので、かなり休會などという意見すら出て来る状態でありまして、本日はまだ時間の早いという點も多少ありますが、この程度

そのものの現存の裏でござります

とにいたしたいと考えております。

たが、只今の裁判所は司法裁判の外に

○國務大臣(米窪彌亮君)多分そうなる

という點も多少ありますが、この程度

で一つやめて頂きまして、次會に質問を一括してやるというような方法を探りまして、その間に詳細勉強して参る。こういうふうに願いたいと思ひます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○小川久議員 この法案を検討するに當りまして、丁度私調査に出ておりました、このことで缺席しておりました、何か衆議院の方と参議院の考えとが食い違ひのあるようなことをちよつと耳に挟んでおりますが、若しあるとしますと、將來我々審議するに當りまして、それをお聴きする必要があると思ひます。

○委員長(原虎一君) ちよつとそれはお聴きしますが、衆議院との方の食い違ひというのは労働省設置法案の方じやないかと思ひます。これはまだ衆議院の方でも二三回委員會を開いて審議中でありますから、まだ意思決定をしておりません。更に二十八日に現地視察もいたしまして、いろいろ質問事項を取り纏めて、次會に質問するということにいたしまして、本日はこの程度で閉會いたしたいと存じます。御苦勞様でございました。これにて散會いたします。

午後三時十五分散會

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君

理事 堀 末治君

小川 久義君

栗山 良夫君

委員 天田 勝正君

山田 節男君

木下 盛雄君

平野善治郎君
深川タマエ君
奥むめお君
竹下 豐次君
堀井 伊介君
藤井 丙午君
總務大臣 米窪 彌亮君
國務大臣 米窪 彌亮君
政府委員 厚生事務官(職 樂安定局長) 上山 顯君

昭和二十二年十月五日印刷

昭和二十二年十月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局